年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
（東京都担当部会）
平成 30 年 11 月 26 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの	1件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第1800236号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第1800101号

第1　結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2　請求の要旨等

1　請求者の氏名等

氏　　　名　：　男
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和58年生
住　　　所　：

2　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　平成25年12月16日から同年12月25日まで

A社での入社初日に、入社を見合わせたいと申し出て、会社から承認されたにもかかわらず、厚生年金保険の記録では請求期間が厚生年金保険被保険者期間となっている。会社の手続きの都合上、その後数日間はボランティアとして出社すると意思表示をしていた。会社との行き違いがあったことから、厚生年金保険被保険者となってしまったのだと思われるが、勤務したことになっているのは納得がいかないので、厚生年金保険の被保険者記録を取り消してほしい。

第3　判断の理由

請求者は、A社に係る厚生年金保険の被保険者記録の取消しを求めている。

しかしながら、A社から提出されたタイムカード及び給与の明細並びに請求者の陳述により、請求者が、請求期間のうち、土曜日、日曜日及び祝日を除く6日間、同社に出勤していること及び請求者に対して報酬が支払われていることが確認できる。

また、請求者について、請求期間に係る雇用保険の加入記録及びB健康保険組合の被保険者記録が確認できる上、A社から提出された請求者に係る平成25年12月24日付けの退職願には、同日に退職を希望する旨の記載が確認でき、オンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者記録と符合している。

さらに、A社の事業主は、請求者を正社員として雇用した旨陳述しており、請求者の同社における雇用形態は、厚生年金保険の適用除外には該当していなかったことがうかがえる。

加えて、請求者は、入社初日に、入社を見合わせたいと申し出て、会社から承認され、その後はボランティアとして出社すると意思表示をしていた旨主張しているが、A社からは、請求者が請求期間においてボランティアであったことをうかがわせる回答はなく、このほか、請求者が請求期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者に該当しなかったことを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者

となる要件を満たしていなかったとは認められない。
　これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録について訂正を認めることはできない。